

静岡県企業局管理規程第13号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年8月8日

静岡県公営企業管理者

企業局長 黒田 晶信

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条（第1項第4号を除く。）までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」</p>	<p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条（第1項第4号を除く。）までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」</p>

と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

- (1) 職員と同居している祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者

(3) 職員と同居している子の配偶者、配偶者の子、孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）

(4) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族

と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

- (1) 祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員と同居している職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - ア 父母の配偶者
 - イ 配偶者の父母の配偶者
 - ウ 子の配偶者
 - エ 配偶者の子

(3) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。